

平成 23 年度当初予算要求指針の概要

現下の経済・雇用情勢に適切に対応するもの、安全安心な県民生活や県の将来的な発展などのために真に必要なものなどについては、予算の重点配分を行う。

一方で、「財政健全化基本方針」に基づき、収支改善の取組を進めていく。

1 個別調整経費

○ 経済対策関係経費

現下の経済・雇用情勢に適切に対応するため特に必要な経費で、別途認める事業については、所要額

○ 重点調整経費

次の分野に関して別途認める事業については、所要額

- ・産業の振興、雇用の確保
- ・医療・福祉の確保・充実
- ・教育の充実、文化・歴史の保存と活用
- ・中山間地域の振興

○ 特別需要経費

年度間変動が大きい経費など臨時又は特別な需要に対応する経費で、別途認める事業については、所要額

2 部局調整枠

- 一般施策経費については、平成 22 年度当初予算額（一般財源）の 85%相当の範囲内
- 経常経費等については、平成 22 年度当初予算額（一般財源）の 97%相当の範囲内

3 公共事業費

- 国庫補助公共事業費、県単公共事業費については、平成 22 年度当初予算額（県費負担額）の 93%相当の範囲内
- 災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式になじまない事業については、所要額